

鹿沼市生涯学習総合情報誌広告掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿沼市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、鹿沼市が発行する生涯学習総合情報誌（以下「情報誌」という。）に掲載する広告の取扱いについて、要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の種類及び範囲）

第2条 情報誌に掲載する広告（以下「広告」という。）は、要綱第3条各号及び次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- （1） 行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- （2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類するもののうち青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- （3） 意見広告、個人的宣伝又は人材募集に類するもの
- （4） その他情報誌に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

（広告媒体の概要及び広告の掲載位置等）

第3条 広告媒体の概要並びに広告の掲載位置、規格及び金額等は、別表のとおりとする。

（広告掲載希望者の募集）

第4条 市長は、市ホームページ、広報紙、情報誌等により広告掲載希望者を公募する。

（広告掲載の申込み）

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、鹿沼市生涯学習総合情報誌広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の版を添付して、市長に提出しなければならない。

（広告掲載等の決定等）

第6条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第2条の規定により掲載の可否を決定する。

- 2 広告の掲載が適当と決定した件数が、当該広告掲載枠を超えたときは、申し込み順により広告の掲載を決定する。
- 3 市長は、前2項の規定により、広告の掲載を決定したときは鹿沼市生涯学習総合情報誌広告掲載決定通知書（様式第2号）を、広告の不掲載を決定したときは鹿沼市生涯学習総合情報誌広告不掲載決定通知書（様式第2号）を、それぞれ申込者に送付するものとする。

（広告掲載料金の納付）

第7条 前条の規定による広告掲載の決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、掲載の決定日以後市長が指定する期日までに、広告掲載料金を支払わなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告主は、市が指定する方法により広告原稿を作成するものとし、市が指定した期日までに当該原稿を提出するものとする。

（広告掲載の取消し）

第9条 市長は、要綱第8条各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- （2） 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- （3） 広告主又は広告内容が不適當と判明したとき。

（広告掲載料金の返還）

第10条 広告掲載料金は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

広告媒体の概要並びに広告の掲載位置、規格及び金額等

広告媒体の概要	名 称	鹿沼市生涯学習総合情報誌
	内 容	かぬま生涯学習大学講座一覧及び生涯学習情報等を掲載
	配布方法	広報かぬま9月号及び3月号と併せて全世帯に配付するほか、市民情報センターや各コミュニティセンター等に配置
	仕様及び作成部数	市長が別に定める
広告掲載の位置等 ※掲載場所の指定はできない	掲載位置	講座一覧頁下部
	色	単色刷
	掲 載 数	1頁あたり2枠
	規 格	縦3cm×横9cm
	金 額	10,000円／枠